

公示送達書

一宮市告示第 593 号
令和 7 年 12 月 26 日

一宮市長 中野 正康

地方税法第 20 条の 2 及び一宮市市税条例第 18 条の規定に基づき、次の書類を公示送達します。なお、送達すべき書類は一宮市財務部納税課に保管してありますから、申出により該当者に交付します。

送達する書類名		令和 7 年度市県民税普通徴収第 1,2,3 期 督促状 各 1 通	
送達を受けるべき者	住（居）所	氏 名	
	茨城県つくば市谷田部 1144 番地 76 （陣場 F8 街区 3）ハッピークローバーB 棟 101 号	高山 魁人	
	以下余白		

地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。